

敕令六百四十四號

明治四十一年十月一日施行

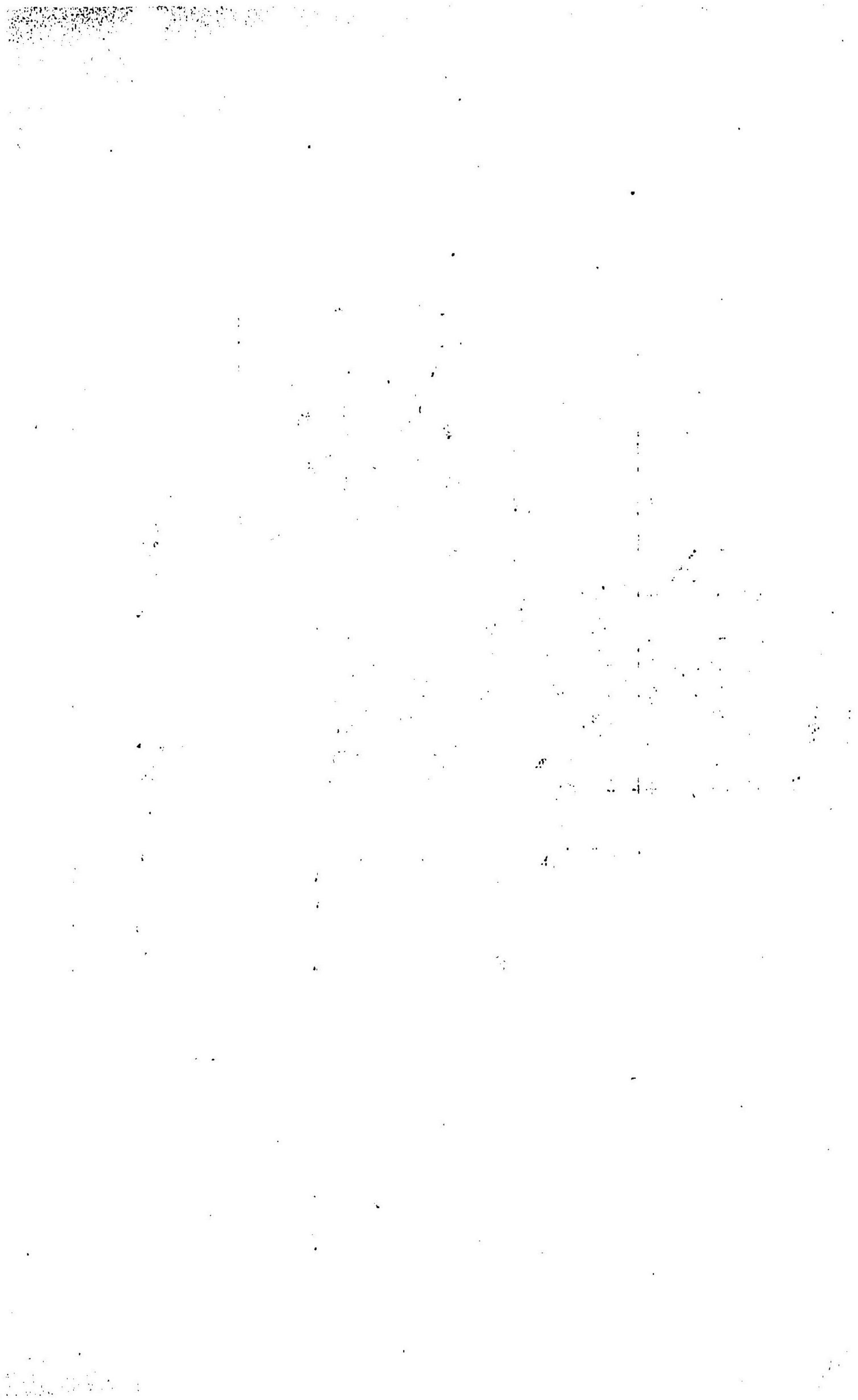
改正
釋義
新刑法審判例

附
警察犯處罰令
民事貸借顧問

東京
大日本法律研究會編纂

257
686

日本法律研究會
編纂
大日本法律研究會



警察犯處罰令講義筆記大要

本令處罰に關する正文は此書の上欄に掲載はしてあります
が正文の解了難いヶ條や是非共注意しなければならんヶ條
だけを極々通俗に判明易く講義したのを筆記したのであるか
ら正文全部は上欄を見玉へ

第一條左の各號の一に該當する者は三十日以

下の拘留に處す(是は讀て字の如り)

淫賣 第一條中の二項に當る犯罪で淫賣した者は勿論の事
媒合容止と言ふから宿をしたものや手引をした者は三
十日以下の拘留であります

惡戯妨害 是は他人の商賣を邪魔をしたりいだづらわる
さを爲る者は第二條の五號に當る犯罪で三十

日以下の拘留か左もなくば三十圓以下の罰金を申渡される

死屍死胎 人の死骸だの嬰兒の流れたもの(即ち流産)や
扶助ねばならぬ老人幼者不具者病人等が自分
の軒先や又は自分の地所中に居たりあつたりしたらば早速警察
官に届出でないで置いたり死骸を他側へ片付けると第二
條十號の犯罪で是又三十日以下の拘留か又は三十圓以下の罰金
であります

泥酔 往來で酔ばらつて迂路づき廻り又は騒いだり往來中へ
横臥る者は是又第二條十一號の犯罪で前の罰と同じて
あります

水火災 火事場だの水害地へ駆つけたとき既に警察官が出
入禁止の繩張をした場合止るも肯かず強し這入り
又は去れと言ふに退去ない者は第二條の二十七號の犯罪で前の
刑罰と同じだ

勞役者 例之べ主人だからとて無暗に勞役者の自由を束縛
したり苛酷しい使用方を爲たものも第二條三十號
の犯罪で前の通りの罰でありますして三十日以下の拘留又
は三十圓以下の罰金である

牛馬 其他の動物例令人間でないからと言ふて苛酷の取扱を
したり又は打ち擲をする者は第三條の十五號に該當
犯罪で二十圓以下の料料金に處せられます

飲食 物に蓋をせずと店頭へ陳列べたり一品で賣るべき品
に種々の混交物をして賣る者は第三條九號の犯
罪で二十圓以下の料料で濟むが後者は第二條三十五號の犯罪で
三十日以下の拘留軽くても三十圓以下の罰金であります

尾行 故もないのに人の跡をつけたり人の前に立はだかり人
に迷惑を掛る者は第二條廿一號の犯罪で三十日以下の
拘留又は三十圓以下の罰金でありますから女の跡尻を無暗に追
隨してはなりません

袒裼裸裎 人の目に觸れる場所ではだぬぎ又は裸體にな
つたり臀尻を露り太股を露はして歩行者は第
三條二號の犯罪で二十圓以下の料料に處せられるのであります

尿放 街路で小便をたれたり又は小便などに小便や糞をさせ
たりすると第三條三號の犯罪で是又二十圓以下の料料
であります

病者 又は妊婦産婦の宅から來診を申込まれて故もないのに
例令夜間だからとて醫者だの産婆が招きに應じないで
横着をさめて往かないと第三條七號の犯罪で罰は前のヶ條と同
じであります

貼札 濫りに他人の家の扉だのはめ等へ廣告紙や又は何等の
貼紙と雖もはりつけたり人の漂札招牌等を汚したり又
は賣家貸家の札を汚漬し又は剝去する者は第三條十五の犯罪で是
又二十圓以下の料料になります

第四條本令に規定したる違反行爲を教唆し又
は幫助したる者は各本條に照し之を罰す

但し情狀に依り其刑を免除する事を得

此終いのヶ條は別段六ヶ敷い處はない單此規則を犯すよう
に教唆たり手傳をしたたりする者を罰するので例令此四條に
該當しても其情實が道理とか又は可哀想であれば罪は許さ
れるのです

新 刑 法 實 例

第一編 總則	第一章 刑法	一
第二章 刑罰	二	五
第三章 期間計算	三	九
第四章 刑ノ執行猶豫	四	〇
第五章 假出獄	五	一
第六章 時効	六	二
第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免	七	四
第八章 未遂罪	八	六
第九章 併合罪	九	六
第十章 累犯	一〇	九
第十一章 共犯	一一	〇
第十二章 酌量減輕	一二	二
第十三章 加減例	一三	二
第二編 罪	第十四章 皇室ニ對スル罪	二四
第十五章 内亂ニ關スル罪	二五	四

第三章 外患ニ關スル罪	二六
第四章 國交ニ關スル罪	二八
第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪	二九
第六章 逃走ノ罪	三〇
第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪	三一
第八章 擾騷ノ罪	三二
第九章 放火及ヒ失火ノ罪	三三
第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪	三六
第十一章 往來ヲ妨害スル罪	三七
第十二章 住居ヲ侵スル罪	三九
第十三章 秘密ヲ侵スル罪	三九
第十四章 阿片煙ニ關スル罪	四〇
第十五章 飲料水ニ關スル罪	四一
第十六章 通貨偽造ノ罪	四二
第十七章 文書偽造ノ罪	四四
第十八章 有價證券偽造ノ罪	四五
第十九章 印章偽造ノ罪	四八
第二十章 偽證ノ罪	四八
第二十一章 誣告ノ罪	五〇



第廿二章	殺戮、姦淫及ヒ重婚ノ罪	五一
第廿三章	賭博及ヒ當籤ニ關スル罪	五三
第廿四章	禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪	五四
第廿五章	瀆職ノ罪	五五
第廿六章	殺人ノ罪	五七
第廿七章	傷害ノ罪	五八
第廿八章	過失傷害ノ罪	五九
第廿九章	墮胎ノ罪	六〇
第三十章	遺棄ノ罪	六一
第卅一章	逮捕及ヒ監禁ノ罪	六二
第卅二章	脅迫ノ罪	六二
第卅三章	畧取及ヒ誘拐ノ罪	六三
第卅四章	名譽ニ關スル罪	六五
第卅五章	信用及ヒ業務ニ對スル罪	六五
第卅六章	竊盜及ヒ強盜ノ罪	六六
第卅七章	詐欺及ヒ恐喝ノ罪	六八
第卅八章	横領ノ罪	六九
第卅九章	贓物ニ關スル罪	七〇
第四十章	毀棄及ヒ隱匿ノ罪	七一

土地ニ關スル申請書式

上欄目錄

警察犯處罰例 全部

民事貸借顧問

判決例概要談

上欄

●貳圓七拾錢て七年の懲役

●左眼を潰し右腕を折つた裁判

●賭博て三年六ヶ月の懲役

外 數 件

○警察犯處罰令

第一條 左ノ各號ノ

- 一ニ該當スル者ハ三十日以下ノ拘留ニ處ス
- 一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
- 二 密買娼ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者
- 三 一定ノ住所又ハ住業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

改 正 新 刑 法 實 例

第一編 總 則

第一章 法 例

第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

- 一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪
- 二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
- 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪
- 四 第一百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 五 第一百五十四條第一百五十五條第一百五十七條及ヒ第一百五十八條ノ

新 刑 法 實 例

2

四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日以下ノ拘留又ハ卅圓以下ノ科料ニ處ス

一 合力喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

二 乞巧ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

三 濫ニ寄附ヲ強請

罪

六 第六十二條及第六十三條ノ罪

七 第六十四條乃至第六十六條ノ罪及ヒ第六十四條第二項第六十五條第二項、第六十六條第二項ノ未遂罪

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯ツタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

一 第八條第九條第一項ノ罪、第八條第九條第九條第一項ノ例ニ依リ處斷ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪

二 第九十九條ノ罪

三 第九十九條乃至第一百零一條ノ罪

四 第一百零七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪

五 第一百七十六條乃至第一百七十九條、第八十一條及ヒ第八十四條ノ罪

六 第九十九條、第二百一十條ノ罪及ヒ其未遂罪

七 第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪

新 刑 實 例

3

シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品入場券等ヲ配付シタル者

四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者

五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

六 新聞紙雜誌其他

八 第二百十四條乃至第二百十六條ノ罪

九 第二百十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十 第二百二十條及ヒ第二百二十一條ノ罪

十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪

十二 第二百三十一條ノ罪

十三 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條及ヒ第二百四十三條ノ罪

十四 第二百六條乃至第二百五十一條ノ罪

十五 第二百五十三條ノ罪

十六 第二百五十六條第二項ノ罪

第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同

ノ方法ヲ以テ誇大
又ハ虚偽ノ廣告ヲ
爲シ不正ノ利ヲ圖
リタル者

七 新聞紙雜誌其他
ノ出版物ノ購買又
ハ廣告掲載ニ付強
テ其ノ申込ヲ求メ
タル者

八 申込ナキ新聞紙
雜誌其ノ他ノ代版
物ヲ配附シ又ハ申
込ナキ廣告ヲ爲シ
其ノ代料ヲ請求シ
タル者

一 第一百一條ノ罪及ヒ其未遂

二 第一百五十六條ノ罪

三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ヒ
九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ
處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレ刑ノ全部又ハ
一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適
用ス

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ
従事スル議員、委員其ノ他職員ヲ謂フ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用
ス

但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限りニ在ラス

九 祭事祝儀又ハ其
ノ行列ニ對シ惡戯
又ハ妨害ヲ爲シタ
ル者

十 自己占有場所内
ニ老幼不具又ハ疾
病ノ爲扶助ヲ要ス
ル者若ハ人ノ死屍
死胎アルヲ知リ
テ速ニ警察官吏ニ
申告セサル者前項
ノ死屍死胎ニ對シ
警察官吏ノ指揮ナ
キニ其ノ現場ヲ變
更シタル者

第二章 刑

第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附
加刑トス

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役ト
ハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ越ユ
ルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトス長期
又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以
テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同
種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

第十一條 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘留ス

第十二條 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下ト

新 刑 法 實 例

十一 公衆ノ自由ニ
交通シ得ル場所ニ
於テ喧噪シ横臥シ
又ハ泥酔シテ徘徊
シタル者
十二 公衆ノ自由ニ
交通シ得ル場所ニ
於テ濫ニ車馬舟筏
其ノ他ノ物件ヲ置
キ又ハ交通ノ妨害
ト爲ルヘキ行爲ヲ
爲シタル者
十三 公衆ノ自由ニ
交通シ得ル場所ニ
於テ危険ノ虞アル

ス懲役ハ監獄ニ拘留シ定役ニ服ス
第十三條 禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下ト
ス禁錮ハ監獄ニ拘留ス
第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ル
コトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得
第十五條 罰金ハ二拾圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二拾圓
以下ニ降スコトヲ得
第十六條 拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘留ス
第十七條 科料ハ拾錢以上貳拾圓未滿トス
第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下ノ期間
之ヲ勞役場ニ留置ス
科料ハ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞
役場ニ留置ス
科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス
罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納

新 刑 法 實 例

トキ點燈其ノ他線
防ノ裝置ヲ爲スノ
義務ヲ怠リタル者
十四 劇場寄席其ノ
他公衆會同ノ場所
ニ於テ會衆ノ妨害
ヲ爲シタル者
十五 雜踏ノ場所ニ
於テ制止ヲ肯セス
混雜ヲ増スノ行爲
ヲ爲シタル者
十六 人ヲ誑惑セシ
ムヘキ流言浮説又
ハ虛報ヲ爲シタル
者

スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ
罰金ニ付テハ裁判確定後三十日內科料ニ付テハ裁判確定後十日內本
人ノ承諾アルニ非サレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス
罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科
料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シ
テ之ヲ留置ス
留置期間內罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ
充ツ
第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得
一 犯罪行爲ヲ組成シタル物
二 犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物
三 犯罪行爲ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物
沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル
第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サ

- 十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符咒ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八 病者ニ對シ禁厭祈禱符咒等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者
- 十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十 官職位記勳爵學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾徽

レハ沒收ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ沒收ハ此ノ限リニ在ラス

第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得

第三章 期間計算

第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス

第二十三條 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時放免ノ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

第四章 刑ノ執行猶豫

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二 前條禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘシ

一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルコトナクシテ猶豫ノ期

- 章ヲ借用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者
- 二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者
- 二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三 河川溝渠又ハ下水路ノ流通ヲ

妨クヘキ行爲ヲ爲シタル者
 二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
 二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
 二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セラル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ

第五章 假出獄

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得
 第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得
 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處モラレタルトキ
 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 三 假出獄前他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲スコトキ
 四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ
 假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セズシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其場所ヨリ退去セズ又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺道路公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
 二十九 他人ノ田野

第六章 時効

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得
 罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦同シ
 第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得
 第三十二條 時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス
 一 死刑ハ三十年
 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年
 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、三年未満ハ五年
 四 罰金ハ三年
 五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

園圃ニ於テ菜菓ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
 三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
 三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
 三十二 他人ノ身體物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛澆シ

第三十三條 時效ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

第三十四條 時效ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス
 罰金、科料又ヒ沒收ノ時效ニ執行行為ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行為ハ之ヲ罰セス
 第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ放衛スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セス
 放衛ノ程度ヲ超エタル行為ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
 第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ其行為ヨ

又ハ放射シタル者
 三十三 神祠佛堂禮拜所墓所碑表形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚濁シタル者
 三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
 三十六 不熟ノ果物腐敗ノ肉類其他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
 三十七 濫ニ他人ノ

リ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超ニサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超ニタル行為ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ業務アル者ニハ之ヲ適用セス
 第三十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス
 法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第三十九條 心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス
 心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條 癡癡者ノ行為ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス
 第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減

繫キタル舟筏牛馬
其ノ他ノ獸類ヲ解
放シタル者

第三條 左ノ各號ノ

一ニ該當スル者ハ

二十圓以下ノ科料

ニ處ス

一 許可ナクシテ人

ノ死屍又ハ死胎ヲ

解剖シ又ハ之レカ

保存ヲ爲シタル者

二 公衆ノ目ニ觸ル

ヘキ場所ニ於テ祖

楊裸程シ又ハ臀部

股ヲ露ハシ其ノ他

輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論ス可キ者ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同

第八章 未遂罪

第四十三條

犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第四十四條

未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

第九章 併合罪

第四十五條

確定裁判ヲ經ナル數罪ヲ併合罪トシ若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ亦之罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪ト併合罪トス

第四十六條

併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科

ノ他醜態ヲ爲シタル者

三 街路ニ於テ尿管

ヲ爲シ又ハ爲サシ

メタル者

四 濫ニ銃砲ノ發射

ヲ爲シ又ハ火藥其

ノ他劇發スヘキ物

ヲ玩ヒタル者

五 家屋其ノ他ノ建

造物若ハ引火シ易

キ物ノ近傍又ハ山

野ニ於テ濫ニ火ヲ

焚ク者

六 石灰其ノ他自然

セズ但沒收ハ此限ニ在ラス

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セス但罰金、科料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラス

第四十七條

併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ス

第四十八條

罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

第四十九條

併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

第五十條

併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアル

- 發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
- 七 開業ノ醫師産婆故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應セサル者
- 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九 炮煮洗滌剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者

トキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、料料及ヒ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユコトヲ得ス

第五十二條 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受サル罪ニ付キ刑ヲ定ム

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ル、トキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

- 十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者
- 十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者
- 十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ噉シ又ハ驚逸セシメタル者
- 十三 狂犬猛獸等ノ繫鎖ヲ逸走セシメタル者

第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ル、トキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキハ之ヲ再犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキ亦同シ

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處ス可キ罪アリタルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下ト

第十 章 累 犯

十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者
 十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚濁シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札招牌貸家札其ノ他標榜ノ類ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者
 十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繋

ス

第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付キ前項ノ規定ヲ適用セス

第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同シ

第十一章 共犯

第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ス

教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別

タル者
 十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者
 第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十一年

ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行爲ニ加功シタルトキハ其身分ナキ行ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

第十二章 酌量減輕

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第六十七條 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

第十三章 加減例

第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新法實例

▲浮かり冗談するな
舊刑法では十二歳に滿たぬ男女に對して猥褻な事をするとして一年以下の重禁錮に二十圓以下の罰金を附加する位の事であつたが改正刑法は却々そんな手ぬるい事ではなく男女に係はず十三歳に滿たぬ男女に對し猥褻な事或

- 一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス
 - 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス
 - 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス
 - 四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス
 - 五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス
 - 六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス
- 第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス
- 第七十條 懲役禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス
- 罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサル金額ヲ剩ストキ亦同シ

は猥褻な感念を發動せしめても七年以下の懲役になる去れば今月からは十三歳以下の子供に浮かす冗談も出来ない若し一歩を進めて十三歳に滿たぬ婦女を姦淫したら強姦罪となる十三歳以上の婦女でも暴行強迫で姦淫すれば勿論強姦であるが此時は二年から十五年迄の懲役に遣られる但し改正刑法も此

- 第七十一條 酌量減輕ヲ爲ス可キトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ依ル
 - 第七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル
 - 一 再犯加重
 - 二 法律上ノ減輕
 - 三 併合罪ノ加重
 - 四 酌量減輕
- 第二編 罪
- 第一章 皇室ニ對スル罪
- 第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス
- 第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
- 神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

場合に男兒に對する強姦と云ふものは認めないように規定してある若し人の心神喪失又は抗拒不能に乗じ或は心神を喪失せしめ又は抗拒不能ならしめて猥褻の事を爲し或は姦淫すると前と同じく取扱はれ而して此未遂罪は罰するが之れ等は何れも人の名譽に關するから被害者から告訴するのを待つて裁

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

第二章 内亂ニ關スル罪

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處

斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年

以下ノ禁錮ニ處ス

三 附加隨行シ其他單ニ暴動ニ干典シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

判所は取扱ふ事にしてあるけれども萬一此の爲に被害者を死傷にすれば告訴を俟たず當然無期懲役又は三年以上の懲役に處せられる
▲喧嘩好きと彌次馬は用心 改正刑法は喧嘩好きな人には氣の毒な程刑が重くなつた裁判官の見込次第で之は喧嘩好きだと思へば他人の体を傷害した丈で十年以

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラズ

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

第三章 外患ニ關スル罪

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與

シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造

物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無

下の懲役又は五百圓以下の罰金を言渡されても仕方がない若し之が爲に傷害されたる者が死んだなら二年以上十五年以下の懲役に遭られる若し亦憎くむべき情状があれば二十年遣られ

期懲役ニ處ス

第八十三條 敵國ヲ利スルカ爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス
第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ補助シタルモノハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス
軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ
第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

の各場合に彌次馬が彌次つて自ら手を下して傷害を加へずに加害者に勞授しただけて一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金又は科料に處されるから今度の刑法では迂濶彌次ると飛んだ事になる
△簡略は寛大にする
賭博犯で今少し話して置たいのは舊刑法では飲食物を賭ける者は罰せられなんだ

第 四 章 國 交 ニ 關 ス ル 罪

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス
第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ使役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス
第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス
第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞 除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス
第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ

から酒とか御膳司位
て樂しむ事は何んと
もなかつたが併し煙
草は飲食物でないか
ら之れを賭けると理
窟上悪かつたものだ
處が改正刑法では此
點は非常に寛大にな
つて居て一時の娛樂
に供する物を掛けて
も罪にならぬとして
舊刑法の餘り窮窟な
處を改めて前述の煙
草位を樂しむのはチ
ヨット鬱暗しに差支

爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑
ヲ免除ス

第九十四條 外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三
年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五章 公務ノ執行ヲ

妨害スル罪

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫
ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲サ、ラシムル爲ニ又ハ其職
ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他
ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役
又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

へないとした、其代
り若し賭博を常習と
し營業の様にする者
を苦しむる事は舊刑
法よりズツト重くな
つて居る又賭場を開
き博徒と結合して利
を圖る連中にも其通
りて斯様な連中には
舊刑法の様に罰金刑
の附加等はしないで自
由刑のみにして嚴懲
から成べく遠ざけし
める様にして結局賭
博を常業にするもの

第六章 逃走ノ罪

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處
ス

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場
又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃
走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上
五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具
ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下
ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ
懲役ニ處ス

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁

は金で済ませる罰金よりも此方針を執つたらしむるより世の中の爲が好かるうと思ふ斯う主旨からして改正刑法は平素正業にありながら折に觸れて賭博をするものには舊刑法の如に自由刑を科せず千圓以下の罰金又は科料としてウンと金を卷き上げて懲らす如にして結局平素は正業に居るのだから自由刑

者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七章 犯人藏匿及ビ

證憑湮滅ノ罪

第百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造シ若クハ偽造、變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

第八章 騷擾ノ罪

第百六條 多衆集合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ヲ率先シテ勞ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附加隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九章 放火及ビ失火ノ罪

第百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、流車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造

を科して娼娼から遠ざける必要はないと云ふ意味だらう次に富籤を發賣するものには裁判官の見込次第娼娼に置いて悪いと思へば二年以下の懲役にやるか又は三千圓以下の罰金に處す様にして金で苦しめる事にして舊刑法よりも遙かに重い

○民事之部
●利息の制限とは何なりや

利息の制限と言ふは法律が特に何程と定めてあるが決果有名無實も同様だ高利貸等は如才なく既に貸借成立の當初に利子を元本として證書に記入して終ひ又は種々の手段を用ひ一割の五分だのと法外の利分を食ふのは事實に現れて居ても確たる證據のない以上は致方がないが法律上定められたる制限

物艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
但公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス
第百十條 火ヲ放テ前二項ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第百十一條 第百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第百八條又ハ第百九條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス
第百十二條 第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第百十三條 第百八條又ハ第百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除ス

と言ふのは一元金五百圓以下一ケ年百分の二十以下一同百圓以上千圓以下一ケ年百分の十五以下一千圓以上百分の十二以下此制限を超過する分は裁判上無効である且つ其制限以外の利を既に納たすれば元本へ組入させる事が出来る又單に證書

ルコトヲ得
第百十四條 火災ノ際鑛火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鑛火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第百十五條 第百九條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ依ルト雖モ差押ヲ受ク、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シ若クハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ
第百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル者又ハ第百十一條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ
第百十七條 火藥、演習其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル

に利子何程と記入し
てないのは法定利率
として一ケ年五分の
利子より取れぬのだ
返済期限前に
請求するの權
ありや
例之は明治四十壹年
拾貳月參拾壹日返済
の約東期限にて貸た
る金を自己の都合上
故なく其以前に請求
する事は出来ぬ併し
債務者が拂ふ可き利
息を怠るとか又は其

物又ハ第百十一條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危險ヲ生セシ
メタル者亦同シ
前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

第百十八條 瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮
斷シ因テ人ノ生命、身體又ハ財産ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以
下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人
ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第十章 溢水及ビ水利

ニ關スル罪

第百十九條 溢水セシメテ現ニ人ノ住屋ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建
造物、汽車、電車若クハ鐵坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ
三年以上ノ懲役ニ處ス

第百二十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公

債務を免れんと悪策
を運らすとか保証人
連帶債務者等の身分
に異なりし事がある
か債權行使に危害の
虞れある確證ある場
合は何時たりとも返
還を求める事が出来
るのみならず債權の
安全を計る爲めに假
差押假執行等をもな
す事が出来る
● 貸金の時効即
ち期滿免際
時効と言ふは法律が

共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又
ハ貸貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル

第百二十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞若シクハ其他ノ方
法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第百十九條ニ記載シタル物ヲ
浸害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危

險ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十三條 堤坊ヲ潰潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト爲ル可
キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ク
ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ
生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

定めたる年限を過るの
 後は權利も義務も共
 に消滅なる事を言ふ
 のて即ち時効に二種
 の區別がある曰取得
 時効曰消滅時効とな
 るのだが爰には消滅
 時効だけを詳しく説く
 事にしやう従前の出
 訴期限は即ち消滅時
 効である併し現今は
 出訴期限と稱する規
 則(明治六年三百六
 十二號布告)は民法
 施行法發布せられて

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キ
 ニ從テ處斷ス

第二百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又

ハ電車ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期徒刑ニ處ス

燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦艇ノ往來ノ危險ヲ生

セシメタル者亦同シ

第二百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壞シタル者ハ

無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦艇ヲ覆没又ハ破壞シタル者亦同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處

ス

第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若ク

ハ破壞又ハ艦艇ノ覆没シ若クハ破壞ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百二十六條

第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

廢止になつたが現行
 法律に因れば金銀貨
 借に於ける時効消滅
 の年限は左に示す通
 りだ
 一 辨濟期限が一年
 又は之より短き約
 定の債權は期限満
 了の日より滿五ヶ
 年間請求の手續を
 しなければ消滅し
 て終ふ(民一六九)
 二 壹年以上の期限
 のものは十ヶ年間
 權利を行はなけれ

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦艇ノ往來ノ危險ヲ生セシ

メ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦艇ノ覆没若クハ破壞ヲ致

シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ

千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章 住居ヲ侵ス罪

第三百十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦

艇ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ

懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ

三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

第三百十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十二章 秘密ヲ侵ス罪

ば消滅して丁ふ(民一六七)
 三定期金即ち年賦金の種類は第一回の辨濟期日より二十年間請求せざる時は消滅又最後の辨濟期日より十年間て消滅する(民一六八)
 四醫師產婆藥劑師の治術勤勞及ハ調劑に關する債權は三ヶ年請求しなれば消滅(民一七

第三百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 宗教若クハ禮祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ
 第三百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第十四章 阿片煙ニ關スル罪
 第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持タル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
 第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

○
 五技術棟梁請負人は其工事終了の日より三ヶ年又辨證士公證人及び執達吏の職務に關する債權は事件終了の日より二年間て共に消滅
 六生産者卸賣商人及び小賣商人が賣却した產物及び商品の代價即ち賣掛代金は二ヶ年て又居職人及び製造

第三百三十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
 第三百三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
 阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
 第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス
 第四百十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第十五章 飲料水ニ關スル罪
 第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚

人の仕事も同断生徒及び習業者の教
育衣食及び止宿の
代料に關する校主
塾主教師及び師匠
の債權も二ケ年だ
七ケ月より短き
時間を以て定めた
雇入の給料 勞
力者及び藝入の賃
金并に其給供した
る物の代價又運送
賃料 旅店料理店
貸席及び娯遊場の
宿泊料飲 食料席

機シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年
以下ノ懲役ニ處ス

第百四十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ
物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ
罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒
物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役
ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲
役ニ處ス

第百四十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル
者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百四十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣 紙幣又ハ銀行券ヲ偽造
又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ
之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又
ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的
ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ
取得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル後其偽造又ハ變造
ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタ
ル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコト
ヲ得ス

第百五十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目

料木戸假消費物代
價并に立替金 國
産の損料等は僅に
一ケ年で消滅時効
となるのである
借貸金請求の手
續と當事者の
注意
債權者が義務不履行
の場合即ち借金を返
還せぬ時は債務者は
如何しても法律の力
を借りなければなら
ぬ其際手續を誤つた
り注意の足らぬ事が

第十六章 通貨偽造ノ罪

第百四十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣 紙幣又ハ銀行券ヲ偽造

又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ

之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又

ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的

ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ

取得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル後其偽造又ハ變造

ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタ

ル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコト

ヲ得ス

第百五十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目

あると意外の損失を招致する事例が澤山ある普通證書即ち私正の證書の貸金并に賣掛代金でもまづ通常は支拂命令の申請をして異議の申立がなかつたら直に假執行宣言を申請し債務の償却を求めるのだが若し債務者が其支拂命令に服従しない時は異議の申立をするから債務者は之れに應酬しなければならぬ

的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第十七章 文書偽造ノ罪

第一百五十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同シ
第一百五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

らぬ即ち法庭へ出て判事の前で債務者と論辨した決果曲直の判断が下るので依に是を本訴と呼び可成は双方共辨護士の力を繕りるを得策の様である概して私正證書の貸金請求は費用と時日がかかりて紛争が起つた場合面倒である夫れに反對に公正役場で公正人の面前で作成した證書だと裁判所へ訴訟は

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ニ依リテ圖畫ヲ作り又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ百圓、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

第一百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一百五十八條 前四條ニ記載マタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其

勿論支拂命令申請にも及ばず債務の不履行の場合には直に公正人に對し強制執行文の作成を依頼し其執行文を執達吏役場へ持行き動産物の差押方を依頼する事が出来るから別段大した費用も要らず單に執行文作成費用と執達吏の豫納金だけで容易に其財産を差押ゆる事が出来る併ながら當今は道德の觀念

文書又ハ圖畫ノ一若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作リ又ハ不實ノ記載ヲ爲シシタル者ト同一ノ刑ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ一ノ罰ス
第百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ變造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
他人ノ印章ヲ捺捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ
前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ變造シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第百六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

が微弱になつた今日ゆへ随分不徳義の債券者は殆ど詐欺的行爲をなし債務を踏倒す奴が往々あるまづ其踏倒手段の一例を挙げれば三百屋の所謂第三者執行と言ふやつて其手段の骨子を言へば甲某なる債務者が動産の差押へられん事を恐れて乙某なる同腹の味方を拵へ甲の動産を乙に賣渡し乙の所有品名

第百六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第十八章 有價證券偽造ノ罪
第百六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ
第百六十三條 偽造・變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

義とし丙某なる味方が乙某に對する債券ありとして其動産物を差押ゆるのだから丙は真正に差押する意志はないのゆへ其差押品の保管人は必ず甲某がして執達吏が向へば此動産物は既に乙某へ賣却し賃料で乙より私が使用貸借の約束で借受て居る中乙某の債券者丙某なる人より先日執達吏誰某に依頼し

第十九章 印章偽造ノ罪

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ署名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽國璽、又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ
第六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス
公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ
第六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ配號ヲ偽造シタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
公務所ノ配號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ配號ヲ使用シタル者亦同シ
第六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ
第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項及ヒ前號第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

て差押濟みとなり居れり最早甲自身の所有品に非ずと答へられ如何とも手のつけ様がないから空しく其理由の調書を作成して執達吏は引揚げて終ふ乍去此研手段を打破る事は出来ぬかと言へば絶對に出來ぬ譯でもないが破却すべし詐害行為の證據を擧げるのが餘程困難であらふが其一部だけを破却する

第二十章 偽證ノ罪

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
第七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虛偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

第二十一章 誣告ノ罪

事は然までの困難でない開は元より虚偽の作爲であるから何程巧みに差押へて置ても永き月日の中にも差押物件外の物件が増へて居る事があつたり差押手續に手落のある事があるから執達吏と同じ債務者宅へ臨場して嚴重に執達吏をして調査せしむるの必要がある

第七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第六十九條ノ例ニ同シ
第七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十一章 猥褻姦淫及ビ

重婚ノ罪

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス
第七十五條 猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

第七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ
第七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者

● 金銭貸借之部
● 抵當權と質權
の効力及び其行使と注意
抵當權と質權との効力は單純に言へば抵當權の方が債權の確實なるだけ質權より効力が多いと言ねばならぬ河となれば質權者は債權を確實にするの目的を以て或物品を債務者より提供させ其物品を期限を定め債務履行する

ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ
第七十八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ
第七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第八十一條 第七十六條乃至第七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
第八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ褻誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同シ
前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ効ナシ

さて留保するのだから例令債務者が内金として若干を入金したから其質物の何分を返戻して呉れと言ふても無効である併し債務者が其期限内に違約して返金をせぬからと言ふて債權者は債權者に通知もせずして強りに其物品を賣却して終ふ譯には不可ぬ其質物を賣却して貸金に充當せんとするには裁判所

第百八十四條 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタル者亦同シ

第廿三章 賭博及ビ富籤

ニ關スル罪

第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭博ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第百八十六條 常習トシテ博戯又ハ賭博ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開設シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第百八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰

所の許可を得て評價人を定めてからでなくは不可ぬ(但質屋の質は質屋條例に因るから別箇問題だ)又醫へ質物を自分か占有して居るかと言ふて自分より權利の強い債權者が質物盤主に對してある時は自分一人て其質物を左右する事は出來ぬものだ又其質物を自分の都合上他人へ轉質する事は

金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第廿四章 禮拜所及ビ墳墓ニ關スル罪

禮拜所及ビ墳墓ニ關スル罪

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

説教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十條 死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十一條 第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

出來るが其質物が譬へ不可抗力の天災水火盜難等に因れる事變其他何等の場合を問はず其質物が消滅損傷して損害を來す事があれば質權者は債務者に對し代りの質物を差出せと請求の出來ぬのみか置主へ相當の損害金を償はねばならぬのだ又質物は限りなく債權者だと言ふて自分が使用したり又は他人に

第百九十二條 檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第廿五章 瀆職ノ罪

第百九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ヲキ事ヲ行ハジメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百九十四條 裁判、檢察、警察、警務ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

第百九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第百九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サ、ルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徵ス

第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第廿六章 殺人ノ罪

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役

質料を取ると否とに關はらず使用せしめたる時は置主より質物を取返の請求を受けても拒む事が出來ぬ但置主の承諾を得て其質料を利子に充當るとか元本の中へ組入れ相殺するのは其限りでない以上述べたのは主として動産の質である不動産の質權は民法第三百五十六條の規定に従ひ其使用及び收益を得

出来るが其質物が借
へ不可抗力の天災水
火盗難等に因れる事
變其他何等の場合を
問はず其質物が消滅
損傷して損害を來す
事があれば質權者は
債務者に對し代りの
質物を差出せと請求
の出來ぬのみか置主
へ相當の損害金を償
はねばならぬのだ又
質物は限りに債權者
だと言ふて自分が使
用したり又は他人に

第九十二條 検視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰
金又ハ科料ニ處ス

第廿五章 瀆職ノ罪

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ
又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處
ス

第九十四條 裁判、檢察、警察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其
職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲
役又ハ禁錮ニ處ス

第九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其
職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ
爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ
暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ
罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ
要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲
ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サ、ルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ
處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部
ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徵ス

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル
者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコ
トヲ得

第廿六章 殺人ノ罪

第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役

賃料を取ると否とに
關はず使用せしめ
た時は置主より質物
を取返の請求を受け
ても拒む事が出來ぬ
但置主の承諾を得て
其賃料を利子に充當
るとか元本の中へ組
入れ相殺するのは其
限りでない以上述べ
たのは主として動産
の質である不動産の
質權は民法第三百五
十六條の規定に従ひ
其使用及び收益を得

る事が出来る其代り
債権の利息を請求す
る事は出来ない又其
質物を管理する費用
又租税其他の公課金
は質権者の負擔だ
(民法三五七全三五
八)然れども特別に
當事者間に約束ある
以上は此限りでない
不動産の質権は十年
より以上の期間を約
束する事は出来ぬ併
し十年毎に約束を更
めるのは差支へはな

ニ處ス
第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲
役ニ處ス

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年
以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第二百二條 人ヲ殺シ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役
又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第九十九條、第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第廿七章 傷害ノ罪

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以
下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲
役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以
上ノ懲役ニ處ス

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ刑場ニ於テ勞ヲ助ケタル者ハ自
ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ
科料ニ處ス

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害
ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能
ハサルトキハ共同者ニ非スト雖トモ共犯ノ例ニ依ル

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以
下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第廿八章 過失傷害ノ罪

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科
料ニ處ス

い此外質権には權利
質と言ふものがある
并は物品ではなく無
形の財産(分り易く
言へば確實に收獲す
べき収入金即ち公債
の利子だとか地所家
屋の賃料とか其他或
權利を行使する場
合)て之を詳く説く
も甚だ六ヶ敷ばかり
で餘り其要を認めな
いから直に抵當權に
説き及ばすとしやう
抵當權の設定をする

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科
料ニ處ス

にはまづ債務者を伴
以所轄地の公正役場
へ出頭し其抵當とす
べき物件及び其契約
の事項を公正證書に
作成し且つ所轄區裁
判所所屬登記所へ抵
當權設定の申請をす
べく何故なれば未登
記の抵當物に對して
は其權利を失ふ事か
ある併し登記済の抵
當と言へども一番抵
當權者に非ざれば事
實に於て其權利が有

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ人ヲ死傷ニ致シタル者
ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九章 墮胎ノ罪

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタ
ルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス
第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者
ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者又ハ三月以上五
年以下ノ懲役ニ處ス
第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ
其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得シテ墮胎セシメ

名無實の奇觀を呈す
る事がある何となれ
ば競賣の決果千圓を
得た抵當の家屋なり
土地があるときよ然
るに其物件には既に
一番抵當として己よ
り先に登記したる債
權者が其家屋に千圓
を貸與しありとせば
元より一番抵當權利
者は優先權があれば
其債權金の金を引去
り行かば二番抵當若
くは三番抵當權者は

タル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ
罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十章 遺棄ノ罪

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シ
タル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス
第二百十八條 老幼、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者
之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲サ、ルトキハ三月以上五
年以下ノ懲役ニ處ス
自己又ハ配偶者ノ直轄管屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以
下ノ懲役ニ處ス
第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ
罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

如何とするや故に能く注意の上抵當權の設定をすべきだ又抵當權の設定は有体動産物には應用は出來ぬのだ土地家屋山林等なのである併し従物としては其限りでない従物とは例令は家屋に於ける爐建具だとか作造電氣瓦斯水道等を指すのであるが無論主たる物件を缺き従物ばかりは抵當權の設定は出來

第三十一章

逮捕及ビ監禁ノ罪

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十二章

脅迫ノ罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ密ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ密ヲ加フ可キコトヲ

ぬ又其他抵當保の設定の出來ぬものは華族の世襲財産として指定せられた物件及び外國人に對して土地を抵當とする事は許されぬ抵當權の説明の終に臨み大に注意すべき事がある抵當權者ハ擔保として抵當權を設定すべき家屋が其敷地の所有者に非ざる時は地上權の有無を糺し地上權ありとせば共に擔

以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ密ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ密ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三章

略取及ビ誘拐ノ罪

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

保とし抵當權設定の登記を要するのだからされば其建物取毀の請求を受ける處がある併し其抵當としたる建物の所有者と其土地所有者が同一なれば別に地上權の登記は要らぬ法律は地上權を得たと同一の權利を抵當權者に與へてある夫ゆへに土地建物同一の所有者が單に土地のみを抵當とし其土地が競賣

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ畧取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ買買シ又ハ被拐取者若クハ被買者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被買者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被買者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル者ハ第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出デサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス

但被拐取者又ハ被買者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無效又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

に付せられる時新土地所有者は舊土地所有者に對し其建物の取毀を要求する事は出來ぬ以上の事柄を參酌してかゝらぬと後日大に悔る事がある抵當權設定者即ち貸主が其權利の實行(競賣申請等)をする手續きは物件賃借の部に詳説するとして爰には略して置かふ

第二十四章 名譽ニ對スル罪

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス
第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科科ニ處ス

第二十五章 信用及ビ業務ニ對スル罪

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第二百三十三條 虛偽ノ風説ヲ流布シ若ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

新法實 施後の 新判決 例概要 談

本新刑法實施後二日 目即ち十月二日長崎 縣の地方裁判所で前 科五 竊盜 犯の 夫男が僅に金貳圓七 拾錢と言ふ大枚の金 品を盗んだので其宜

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同

第三十六章 竊盜及ビ強盜

ノ罪

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以

下ノ懲役ニ處ス

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強

盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシ

メタル者亦同シ

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ

懲役ニ處ス

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ

罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

告 有期懲役

拾年 申渡された ので被告甚 太郎は一瞬氣絶した 想だが是は無理なら ぬ話で舊刑法では例 之や五犯が六犯だと して豊夫かに法律の最 極刑の五年と言ふ重 禁錮にはならぬ高々 三年で済ませ併し 新刑法では盗んだ金 高の多少を論じない 裁判官の見込で倒底

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以

テ論ス

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處

ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ有期懲役ニ處ス

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲

役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニシテハ公場所ノ命

ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財

物ト看做ス

第二百四十三條 第二百三十五條 第二百三十六條、第二百三十八條

乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百四十四條 直系血族、兩偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於

テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其

他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

斯奴は容易に改心する奴でない竊盗を營業同様にする社會の害物と認定される時は新法二百三十五條(參照)の極刑十年までは處する事のあるは當然だから致方がないのである

傷害の罪に關する新例

舊法の創傷罪は被害者の負傷の大小輕重に因り加害者の罪の如何が決められたが

第二百四十五條

本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

第二十七章 詐欺及ビ恐喝ノ罪

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十八條 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神衰弱ニ求シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

道般の新法では決して負傷の大小輕重を問はない『人の身軀を傷害したる者は云云』(二百四條參照)であるから裁判官の認定次第で加害の程度が小であつても見込の悪い被告人だと極刑の十年の懲役或は五百圓の罰金に處せられぬとも言へない現に去る六日大坂の裁判で審理された

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ

第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

第二十八章 横領ノ罪

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命スラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

被害者
被害者

左眼
左眼

は傷は餘
底元通りにはならず
且つ右の手は殆ど其
機能を失ふ大怪我を
させ九が加害者は何
程の刑になりしやと
言ふ
僅 貳百圓の
金で事済みになつた
のは如何なる理由か
と言へば被害者は大
坂界隈さつての兇漢

第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領
シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十九章 物ニ關スル罪

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬、寄藏、故買者ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及
ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ
人ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

第四十章 毀棄及ビ隠匿ノ罪

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上
七年以下ノ懲役ニ處ス

にて既に從來歐打創
傷罪で三度も入獄を
した奴で這般自分が
斯る大怪我をしたの
は實に不思議な位で
其被害の原因は加害
者の妻が未だ加害者
に配偶せざる以前懸
念し居たりしに突然
加害者方へ婚嫁した
るを憤り去る九月三
日の夜加害者へ對し
事を持へて喧嘩を賣
りかけ目的通り首尾
よく格闘する事には

第二百五十九條 權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五
年以下ノ懲役ニ處ス

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦艇ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲
役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ
處斷ス

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル
者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸
シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隠匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ
禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告
訴ヲ待テ之ヲ論ス

新 刑 法 實 例

なつたが加害者の爲め酷く投げつけられ傍の切石に其際左眼を打ち右腕を挫折したのであるから事實は充分被害者が悪いのであるから斯云判決になつたのである

賭博に關する新例

過日新法施行後博徒の親分齊藤某外一名が罰金三百圓で済んだのを見て博徒の親

土地ニ關スル申請書式

印紙

○土地(建物又ハ何)賣渡證

一何々(土地又ハ建物ヲ肥スヘシ)此代金何々、圓也

右何賣殿へ賣渡シ前記代金受領仕候ニ付テハ右物件ニ對シ他ヨリ故障等之有候節拙者直ニ取形附ケ聊カモ御迷惑相掛申間敷依テ如件

年月日

姓名

買主

姓

名

住所

賣渡證書ニ對スル返證

一何々
右今般賣買取處候明治何年月日迄若買受代金ニ年何割何分ノ利子ヲ加ヘ御支拂相成候ハ、前記物品悉皆御返戻可仕候仍テ如件

年月日

姓名

住

姓

名

所

新 刑 法 實 例

67

分衛て何に金へ出せば意い衣を着ずに済む如に胸を撫て下した向があるやに聞及んだが彼の判決は新舊兩刑法を參酌して罰せねばならぬ事情があつたので決して博奕を一個の定率の如く生活する者は實に危険極まる話で現に此書發行の數日前京都地方法院判

刑 法

印紙

○委任狀

何郡何町字何番地

姓

名

右者拙者ノ代理人ニ選任シ左ノ權限ヲ委任ス

一何々、ハ、ノ件(權限ハ詳細ニ記スヘシ)

右代理委任狀如件

年月日

姓

名

不動産登記申請書式

○届書作成につき注意 届書は總て畧字又は符號を用ゐることを得ず金錢其他の物の數量年月日及番號等を記載するには一二三十の文字を用ゐず壹貳參拾の字を用ゐるを要す、又文字は改竄するを得ず若し訂正挿入削除をなしたるときは其字數を欄外に記載し又文字の前後に括弧を附し之に認印し其削除の文字は尙讀得べきやう字体を存すべし用紙數枚に亘りたる時は綴目に捺印すべし

百八十三

條 第三項に
よつて 有

期懲役三

年六月

者があつてはなにか
是は關西では可成額
の賣れた親分て一ケ
月裕に寺錢ばかりが
二百若くは三百圓も
上る博徒であるから
先づ新刑法の槍玉に

○未登記ノ土地所有權保存ニ付登記申請
一土地ノ表示

何府何市何町何番地

何(地目)何反何畝何歩

一登記ノ目的 未登記ノ土地所有權ノ登記

一不動産ノ價格 金何程

一登録ノ税 金何程

右登記相成度別紙土地臺帳謄本相添不動産登記法第百五條第壹號ニ依
リ此段申請候也

何府何市何町何番地

年月日

姓 名

何區裁判所(何出張所)御中

印 紙

申請書ニハ凡テ此處ニ印紙ヲ貼附スヘシ

上げられたのである

改正新刑法實例終

○未登記ノ建物所有權保存ニ付登記申請
一建物ノ表示

何府何市何町何番地

宅地何坪ノ内建物

第何號

何道何番何家

壹棟

建坪 何坪

但遺作附

内平坪 何坪

貳階坪何坪

一登記ノ目的 未登記ノ建物所有權ノ登記

一不動産ノ價格 金何程

一登録ノ税 金何程

右登記相成度別紙土地臺帳謄本及圖面(又ハ何々)相添不動産登記法
第百六條第貳號ニ依リ此段申請候也

住 所

姓 名

年 月 日

何區裁判所御中

257
686

全 明治四十一年十月十三日印刷
年十月十六日發行

正價金三拾錢

編輯者 坪井 余藏

發行者 和 田 庄藏

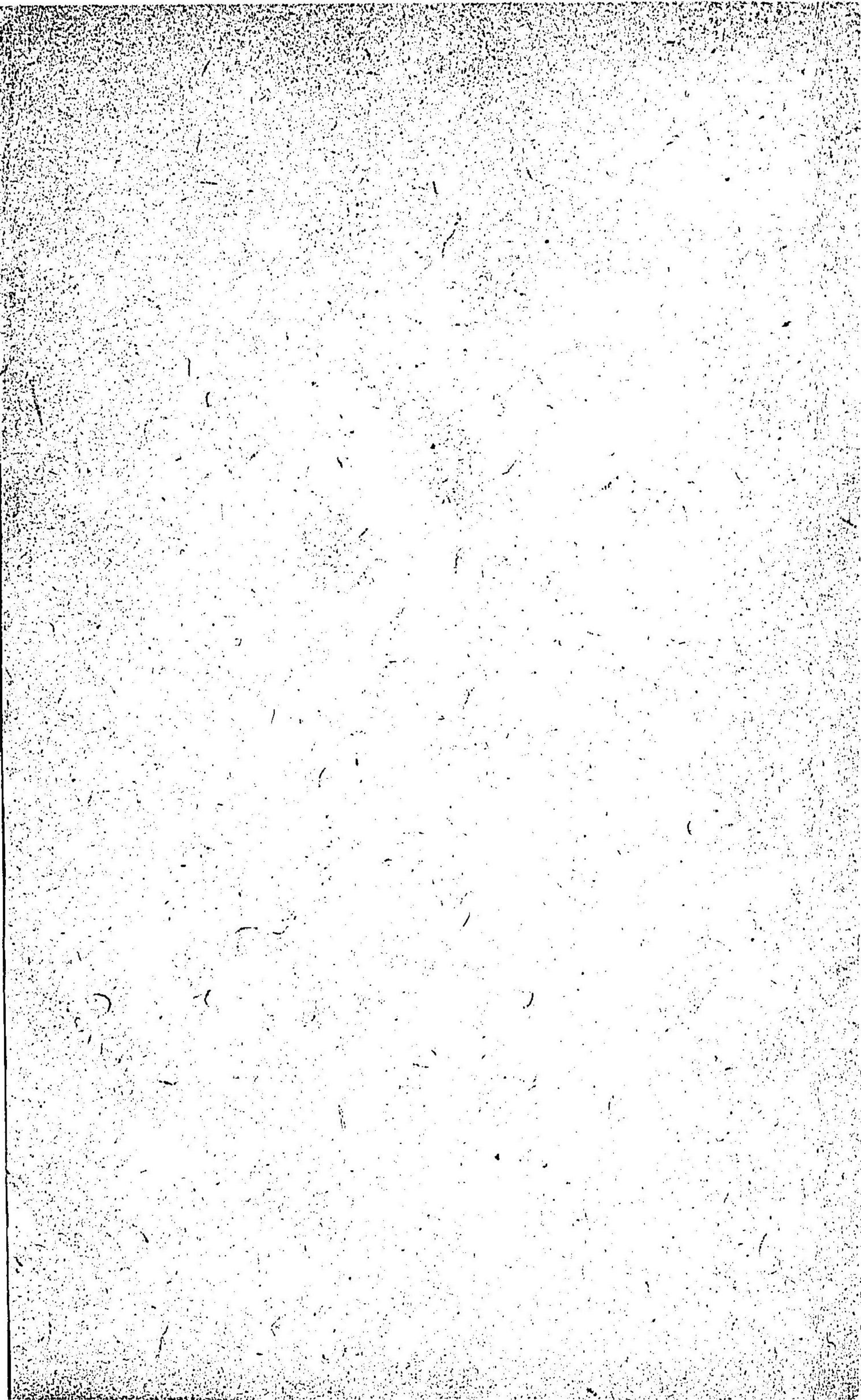
東京市神田區松枝町十一番地

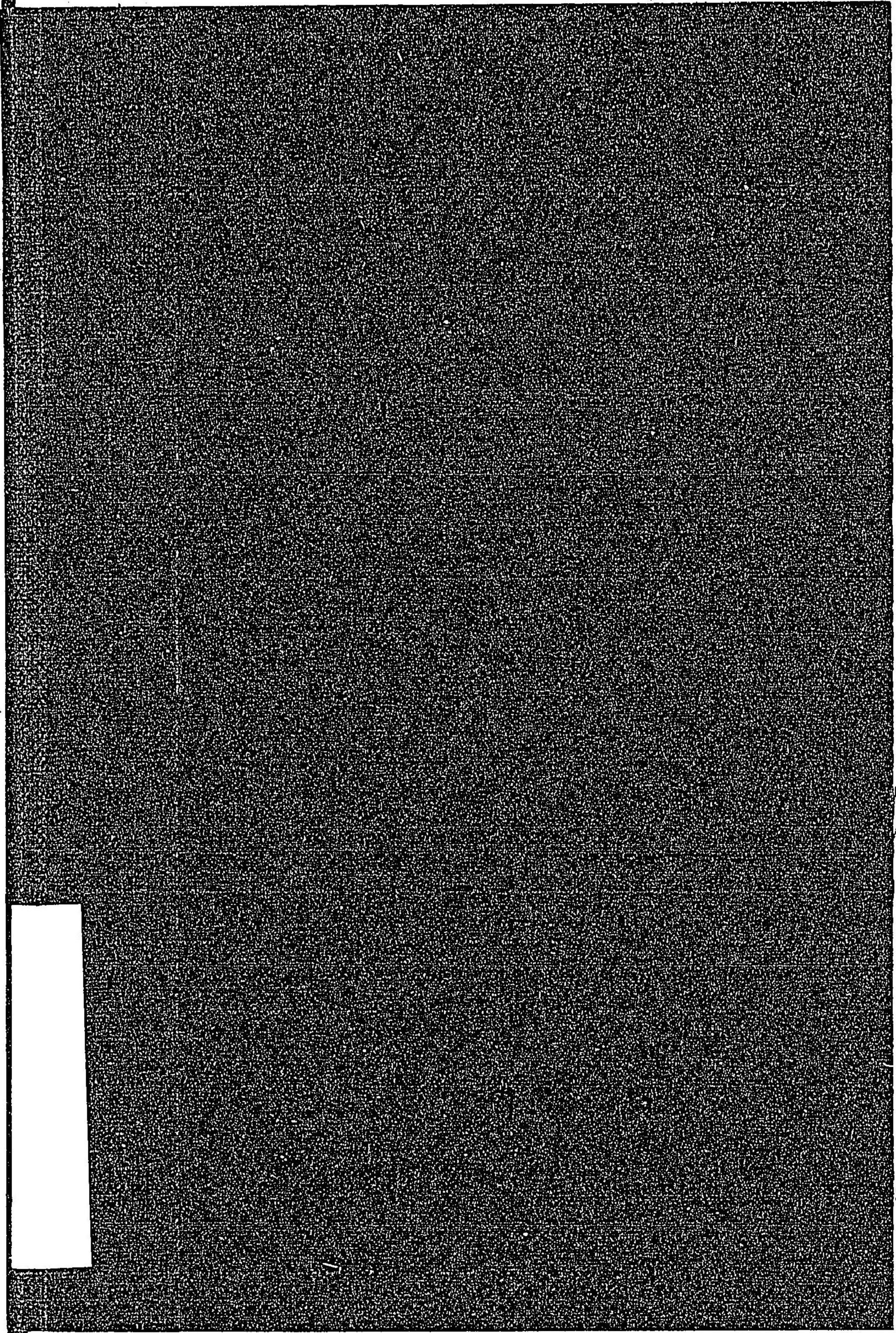
印刷者 秋 場 熊太郎

東京市人形町通り和泉橋に至る市區改正道路西側

發行所 和 田 文 寶 堂

不 許
複 製





特 45

355

新刑法実例

国立国会図書館

036039-000-9

特45-355

新刑法実例

大日本法律研究会／編

M41

BBP-0667

